

社会福祉法人 標津町社会福祉協議会

役員等及び職員の旅費及び費用弁償及び報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、会務のため会議の出席、又は旅行する役員等及び職員（以下「役職員」という。）に対し支給する旅費又は費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅行命令等)

第2条 役職員が会務のために行う旅行は、会長若しくは事務局長（以下「旅行命令権者」という。）の発する命令によって行わなければならない。

(旅費の種類及び支給)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その計算に当っては最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費によるものとする。

2 職員にあっては、出張する距離及び時間にかかわらず、日帰りの出張に係る日当は支給しない。

(旅費額)

第4条 旅費額（日当及び宿泊料）は、次のとおりとする。

日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)	
	町 内	町 外
2,200 円	宿泊に伴う実費	9,900 円

備考 道外旅行については、日当及び宿泊料ともに定額の3割を加算する。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(車賃の支給制限)

第5条 公用車（本会所有車両を含む。）又は借上げ車両を利用した場合は、第3条の車賃は支給しない。

(打切旅費)

第6条 第3条の旅費支給額について、会長が必要と認めたときは打切旅費で支給することができる。

(役員等の費用弁償及び報酬)

第7条 費用弁償は、次の場合に支給する。

- (1) 非常勤役員が理事会、監事会への出席および監査の実施その他出張以外の本会の業務に従事したとき。
 - (2) 評議員が評議員会およびその他出張以外の本会の会務に従事したとき。
- 2 役員報酬の支給は会長のみとし、本会の業務に従事したとき、日額5,000円を支給する。
原則として、毎月1回及び必要に応じて出勤するものとする。

(費用弁償の支給額)

第8条 会長を除く全ての役員等に対し第7条の費用弁償が支給される場合、交通費の実費額及び1,500円の日当を支給する。

- 2 町内で開催される会議等に出席した場合に支給する交通費の実費支給額は、次のとおりとする。
- (1) 公共機関を利用した場合は、その運賃の全額
 - (2) 自家用車を利用した場合は、次の区分に応じた定額

距離区分 (片道距離)	金額 (1回の支給額)	備 考
5km 未満	200 円	算定基礎 5km
5km 以上 10km 未満	400 円	算定基礎 10km
10km 以上 14km 未満	500 円	算定基礎 14km
14km 以上 18km 未満	600 円	算定基礎 18km
18km 以上	800 円	算定基礎 24km

備考 実費支給の適用除外 標津市街で開催される会議等における同市街地区在住者及び川北市街で開催される会議等における同市街地区在住者にあつては、前項第2号の規定を適用しない。

(規程に定めのない事項)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項があるときは、標津町職員の例に準じて会長が別に定めることができる。

附 則

1. この規程は、公布の日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1. この規程は、公布の日から施行し、平成 1 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1. この規程は、公布の日から施行し、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1. この規程は、公布の日から施行し、平成 2 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1. この規程は、公布の日から施行し、平成 2 3 年 1 2 月 6 日から適用する。

附 則

1. この規程は、公布の日から施行し、平成 3 0 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1. この規程は、公布の日から施行し、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1. この規程は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。